

取手市創業支援等事業計画

1-1 (ワンストップ相談窓口)

市町村が実施する創業支援等事業（取手市）

創業支援等事業の目標
(目標の根拠) - 取手市では、令和6年3月に策定された基本計画「とりで未来創造プラン2024」において、創業支援等事業を市内産業活性化による地域の賑わいの創出のための重点事業として位置付けている。地域産業のさらなる活性化のためには、新たな産業の創出が不可欠であり、創業支援を重点的に行うことで、市内全体の産業活性の活性化につなげる。 - 取手市相談窓口の令和5年度実績は、創業支援対象者数18人、創業者数0人であった。創業相談窓口の存在をHP等で積極的にPRし、月1人、年間12人の相談を受けることを目標とする。 - さらに、創業に関する様々な相談に対し、一般社団法人とりで起業家ネットワークや取手市商工会等の創業支援機関と連携を図ることにより、年間相談人数の3割の創業者創出を目標とする。 (目標数) - 創業支援対象者数：12人 創業者数：3人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <ワンストップ相談窓口>【既存】 - 市役所内に創業支援のワンストップ相談窓口を設け、一般社団法人とりで起業家ネットワーク、商工会、市内金融機関等と連携し、様々な創業時の課題を解決する。ワンストップ相談窓口は取手市産業振興課の職員3名を市の窓口配置し、業務時間内（平日8時30分から17時15分まで）に随時相談対応を行う。また、中小企業診断士の資格を持つ他部署の市職員1名の協力を得て、より専門的な相談にも対応できる体制とする。 - なお、取手市においては、東京藝術大学キャンパスの立地に起因する若手アーティストの居住者が多いことが地域特性としてあげられる。本事業では、アーティストのスタートアップも創業と位置づけ、文化芸術セクションとも連携して支援にあたる。 - 取手市窓口では、市、県、国の支援施策一覧を作成し紹介できるようにするとともに、市内で創業支援を行っている支援機関をまとめ、支援機関を紹介できるようにする（情報についてはHPでも公開）。 - また、取手市は、相談者の相談内容やステージに応じた支援を可能にするため、相談者が必要とする支援の内容を判断し、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが実施する創業支援等事業を紹介する等、他の創業支援機関と連携して支援を行う。 - 創業支援のサイトを市HPに立ち上げ、施策一覧、創業支援機関一覧を掲載する。 - 創業に必要な要素となる要素別の各創業支援機関の役割は以下とする。 <創業に必要な要素と各連携機関が担う役割> - ターゲット市場の見つけ方 一般社団法人とりで起業家支援ネットワークや取手市商工会が市場ニーズを把握し、情報提供する。また、取手市が力を入れて伸ばしていきたい市場について、ニーズ調査や事業者が行う調査への補助を実施する。一般社団法人とりで起業家支援ネットワークや取手市商工会が、今後伸びそうな市場についてアドバイスを実施する。 - ビジネスモデルの構築の仕方 一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク、取手市商工会及び市内金融機関が、顧客ニーズへの対応、採算性についてのアドバイスを実施する。また、一般社団法人とり

で起業家支援ネットワークや龍ヶ崎市商工会が創業スクール等を行い、市と連携してビジネスモデル構築に向けた講義を行う。

一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが、インキュベーションオフィス「Match-hako」の提供を行いつつ、相談内容にあった専門家「Match-adviser」が、財務、税務等の専門分野において、ビジネスモデルについてのアドバイスを行いブラッシュアップする。

また、個人が直接来店する業種で市内の空き店舗を活用して開業する場合、賃料の一部を市が補助し、採算のとれるビジネスモデルの構築を支援する。

3. 売れる商品・サービスの作り方

商品・サービスに対しては、一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク、Match-adviser、取手市商工会が内容に応じて専門的知見に基づき、強み、弱みを分析しアドバイスを行う。

4. 適正な価格の設定と効果的な販売方法について

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク、取手市商工会が、販売先、ターゲット、販売方法、価格等へのアドバイスを行う。

5. 資金調達

日本政策金融公庫、市内金融機関が資金調達へのアドバイスや金融支援を行うとともに、取手市が制度融資を行う。また、取手市商工会が資金調達へのアドバイスを行うとともに、書類作成の補助、補助金等の申請書の作成支援を行う。

スタートアップの補助として、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが実施する起業家カード発行事業（別表2-4）において起業家カードが発行された起業家に対して、申請に基づき、市が創業時に係る必要な初期費用として補助金を交付する。

また、「Match-supporter」（起業応援団）に登録されている市内の既存企業の一部店舗では、起業家応援メニューを提供しているため、スタートアップ時の費用軽減を図ることができる。

6. 事業計画書の作成

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク、取手市商工会が、事業計画書の策定についてアドバイスを行う。

また、補助金等の申請については、取手市商工会等の認定経営革新等支援機関が連携してサポートを行う。

7. 許認可、手続き

取手市が、担当課において、創業に係る手続き・許認可についてのアドバイス、関係機関への連絡を行う。

また、より詳細な知識を必要とする場合には、Match-adviserから、税務、労務管理、企業手続きのアドバイスを行う。

8. コア事業の事業展開の可能性や関連事業への拡大可能性

一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと取手市商工会が連携し、創業後の市内への溶け込みや、今後の事業展開や新分野への進出可能性について継続的なアドバイスを行う。

<関連する取手市の施策>

・取手市産業振興チャレンジ支援事業補助金

取手市は、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークで起業家カードを発行された

起業家に対して、申請に基づき、1万円を限度に補助金を交付する。なお、補助金の対象となる経費は、市内で提供されたサービスや商品のみとする。

＜創業支援機関との連携＞

各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者等の情報に対しては、創業支援対象者の同意を得つつ、守秘義務に十分配慮しながら、本市と一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが情報の集約・一元化を図り「創業支援記録」を作成する。当記録により、適切な機関に誘導し、創業実現まで関係機関がハンズオンで支援できるようにする。

＜特定創業支援等事業について＞

- ・Ma t c h創業スクール（別表2－1）、創業スクール（別表2－2）において、1か月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全体の8割以上に出席したことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者として、取手市が本人申請に応じ証明書を発行する。

＜各事業の共通事項について＞

- ・本創業支援等事業計画の全体の進捗状況を取手市が把握することとし、創業支援対象者・起業家に対するアンケート調査により、常に体制を改善していくこととする。
- ・必要に応じて、龍ケ崎市と連携して事業を行うことで、より効果的に事業を行うとともに、地域経済の活性化を図っていくこととする。
- ・特定創業支援等事業を実施し、証明書の発行を受けた創業支援対象者に対しては、その後の創業の有無や実績報告を電話、メールにて確認する。
- ・創業後についても、市内金融機関、取手市商工会、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携してフォローアップを行い、適切な支援を行っていくとともに、成功事例については、取手市の広報紙やホームページへの掲載、パンフレットの配布を行うなど、広くPRする。
- ・公序良俗を害する恐れのある事業を行う創業支援対象者に対しては、創業支援サービスを行わない。各創業支援機関にもこの方針を徹底する。

（2）創業支援等事業の実施方法

- ・取手市産業振興課に担当者3名を配置し、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークや取手市商工会と連携したワンストップ相談窓口を設置する。また、創業支援に関する情報を、市HPに掲載し、創業相談窓口を広くPRする。
- ・必要な予算については、可能な範囲で市が手当てすることとする。
- ・各創業支援機関が支援を行った創業支援対象者情報等に関しては、個人情報保護に配慮しつつ、取手市が一元管理を行い、名簿や集計表の作成を行い、「創業支援記録」を作成し、創業支援機関と共有を図る。
- ・創業支援機関との連携を密にするため、月に1回程度、定例会議を開催し、各創業支援機関の活動状況、改善点について情報共有を行う。

計画期間

平成28年2月3日～令和10年3月31日

変更箇所については、令和6年6月25日～令和10年3月31日

※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

2-1 (Ma t c h創業スクール) 【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 とりで起業家支援ネットワーク (2) 住所 茨城県取手市新町1丁目9番1号501区画 (3) 代表者の氏名 代表理事 中村 修 (4) 連絡先 0297-79-6566
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) 令和5年度に実施した「Ma t c h創業スクール」(年1回開催)には30名の受講参加があり、創業者は7名であった。 目標数は、創業支援対象者30人、そのうち5割の15人が創業することを目指す。
(目標数) ・創業支援対象者：30人 創業者：15人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 <Ma t c h創業スクール> 【既存・特定創業支援等事業】 ・令和5年度、「Ma t c h創業スクール」を年1回(全5コマ、1コマ3時間30分)開催した。今後も継続して実施する。 ・開催期間は、9月～10月を予定し、以下のテーマで専門家の講義を実施する。また「Ma t c h創業スクール」の本講義の前には、多くの受講者を集めるためにプレセミナーを実施する。 ・受講生に対しては、受講終了後も、商工会の経営指導員等がフォローし、確実な創業につなげる。また、2月頃に実施するビジネスプランコンテスト(別表3-2)へのエントリーを促し、自身の事業をPRできる場を提供する。
<特定創業支援等事業について> ・1か月以上にわたり、4回以上、経営、財務、人材育成、販路開拓についての4つの知識が身につく講義をそれぞれ受講し、全体の8割以上に出席したことが確認できる者を「特定創業支援等事業」を受けた者とする。
「Ma t c h創業スクール」(案) ・創業の心構え、アントレプレナーシップについて【中小企業診断士】<経営> ・事業計画の立て方について【中小企業診断士】<財務> ・労務管理と人材育成について【社会保険労務士】<人材育成> ・マーケティングとIT戦略について【中小企業診断士】<販路開拓> ・創業に必要な手続きについて【中小企業診断士】 ・公的支援制度について【取手市商工会】
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・本スクールの運営については、一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク(Ma t c h)が行い、市と連携して実施する。 ・スクール会場はインキュベーション施設「Ma t c h-h a k o」で実施することとし、諸事情により会場の手配がつかないときは、市や商工会の会議室等を会場にする。 ・「Ma t c h創業スクール」について、新型コロナウイルス感染症感染拡大等により、受講者を集めて会場で実施することが困難になったときは、オンライン(Z o o m等)で開催する。 ・周知方法については、ポスター・チラシを作成して市とMa t c hが連携して関係機関

に配布し、さらに取手市の広報紙やHP、M a t c hのHP、SNS等で広く案内する。 ・受講者情報については、受講者の了解を得て、一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク及び取手市商工会と共有し、その後の状況等についてフォローしていく。 ・特定創業支援等事業の資格を満たした者については、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが、氏名、住所、連絡先、受講内容、受講日等を記載した名簿を作成し、個人情報取り扱いの了解を得て、事業終了後直ちに取手市及び龍ヶ崎市に提出する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する ・特定創業支援等事業の資格を満たした者に対しては、取手市の融資制度、空き店舗活用補助金等を積極的に紹介し、活用してもらうこととし、その後の創業の有無や実績等を電話、メールにて確認する。定例会議等において、事業の実績、その後の状況など情報共有を行い、必要に応じて継続的な支援を行う。
計画期間
平成28年8月31日～令和10年3月31日 変更箇所については、令和6年6月25日～令和10年3月31日 ※本計画変更による特定創業支援等事業に関わる証明書発行については、改正法第14回認定日以降の申請が対象となる。

2-2（創業スクール）【特定創業支援等事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 龍ヶ崎市商工会 (2) 住所 茨城県龍ヶ崎市上町4 2 6 4-1 (3) 代表者の氏名 会長 塚本 裕 (4) 連絡先 0 2 9 7-6 2-1 4 4 4
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・目標数は、5回コース（年間1回）で30人の受講者を目標とする。受講者は、創業準備層と創業者が混在するが、創業準備者のうち2割が創業することを目指す。
(目標数) ・創業支援対象者：30人 創業者：6人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・起業するまでの実務を一通り学べる全5回コースのスクールを実施する。全5回コースのスクールでは、経営、財務、人材育成、販路開拓に加え、起業家マインド、事業計画立案プロセスなども習得できるものとする。
<特定創業支援等事業について> ・全5回コースの創業スクールにおいて、4回以上出席し、1か月以上の期間にわたり、経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につくスクールを受講した者が特定創業支援等事業を受けた者とする。
【経営1】ビジョン理念・方針、事業計画の基礎 中小企業診断士 【財務】経営管理 税理士 【人材育成】人事・労務管理 社会保険労務士 【販路開拓】マーケティング 中小企業診断士 【経営2】開業に必要な手続き 中小企業診断士
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・龍ヶ崎市と取手市の両市で、互いのスクールに参加した受講生に個人情報の取扱いについての了解を得たうえで、起業家カルテにスクール受講歴を記載し管理、共有する。また、両市で各々の条件にあった受講者に対し、「特定創業支援等事業」を受けた者として証明書を発行する。 ・初期起業準備者には、起業をより身近に感じられる場、起業をより具体的に考えられる場を提供し、起業準備者には、事業への道筋をより明確にする場を提供する。 ・周知方法については、龍ヶ崎市商工会HP、取手市の広報紙やHP、MatchのHP、SNS等で広く案内する。 ・スクール会場は、Match-hako龍ヶ崎で行う。また、必要に応じてオンラインツール等を活用し、開催する。
計画期間
令和2年4月1日～令和10年3月31日 変更箇所については、令和6年6月25日～令和10年3月31日

2-3 (インキュベーション事業)

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 とりで起業家支援ネットワーク (2) 住所 茨城県取手市新町1丁目9番1号501区画 (3) 代表者の氏名 代表理事 中村 修 (4) 連絡先 0297-79-6566
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・令和5年度、インキュベーションオフィス「Ma t c h - h a k o」の新規会員は69人であった。そのうち、支援対象者は14人であり、創業者は2人であった。 ・これを踏まえ、目標数は、新規会員数を40人、その5割の20人を創業支援対象者とし、うち6割の12人の創業実現を目指す。
(目標数) ・創業支援対象者数：20人 創業者数：12人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・ワタシの街のレンタルオフィス「Ma t c h - h a k o」(マッチ箱) ・取手駅前の商業施設の空きテナントを活用し、インキュベーションオフィスを開設する。オフィスでは、国、県、市の支援内容はもちろん、金融機関や商工会とも連携し、創業に必要な情報を集約する。創業時の相談は「Ma t c h - a d v i s e r」という士業等の専門家が対応し、内容に応じた専門家に相談できる体制を構築する。また、茨城県よろず支援拠点とも連携し、高度なバックアップ体制を構築する。 ・施設では、個室、ブース席、フリースペースを提供し、住所登記も可能とすることで、創業しやすい環境を提供する。
(2) 創業支援等事業の実施方法 ・施設は、取手駅前の民間商業施設の空きフロアに設置する。 ・施設利用申し込み時に、利用者が所有する交通カードなどのフェリカ(S u i c a、P A S M O等)をカードキーとして設定し、利用者の管理をする。 ・Ma t c h - h a k oは一般社団法人とりで起業家支援ネットワークが管理運営し、取手市役所、Ma t c h - a d v i s e r(士業)Ma t c h - s u p p o r t e r(起業応援団)、取手市商工会、金融機関と連携し、それぞれのサービスや創業支援の総合的窓口の役割も担う。 ・当事業の周知方法については、取手市の広報紙やHP、Ma t c hのHP、SNS等で広く案内する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成28年2月3日～令和10年3月31日 変更箇所については令和6年6月25日～令和10年3月31日

2-4（起業家カード発行事業）

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 とりで起業家支援ネットワーク (2) 住所 茨城県取手市新町1丁目9番1号501区画 (3) 代表者の氏名 代表理事 中村 修 (4) 連絡先 0297-79-6566
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) 現在、個人の創業数を正確に把握する制度がないため、全国初となる起業家登録会員制度を創出する。創業を自己申告した者を起業家として登録し、「起業家カード」を発行する。 起業家カード発行数の実績は、平成27年度から令和5年度までの合計で159枚である。 起業家は、起業日から3年までは起業家カードの申請ができる。創業支援対象者数はMatch-card発行者数とし、目標数は20人/年度とする。 創業者数は、そのうち当該年度内に、開業届または法人設立届を提出された者とする。令和5年度実績は、起業家カード9枚の発行のうち、創業者数は7人であった。この実績を踏まえて、創業支援者数20人のうち5割の10人を目標とする。 (目標数) ・創業支援対象者数：20人 創業者数：10人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・取手起業家登録カード「Match-card」（マッチ・カード） ・創業者数を把握するためには、法人設立届件数及び開業届件数が根拠となるが、開業届件数はその把握が難しい。そこで、創業者自身が、自己申告すれば起業家カードが発行されるシステムを創出した。 ・起業家カード会員は、レンタルオフィスを割引で利用できる。 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・創業者は、一般社団法人とりで起業家ネットワークのHPから起業家カードを申し込むと審査を経て起業家カード会員として登録される。確認のメールが届いたら、Match-hakoの受付で個人を特定できるもの（免許証、保険証等）を提示し、起業家カードを受け取る。 ・市内でMatch-supporter（起業応援団）として協力していただいている既存の企業で起業家カードを提示すると、その店舗等でサービスや割引を受けることができる。このシステムは、創業者の初期費用の軽減と市内の事業所の新規顧客の獲得につながり、市内産業の活性化も図れる仕組みとなる。 ・取手市は、起業家カードが発行された起業家の申請に基づき、起業のための初期費用として1万円を限度に産業振興チャレンジ支援事業補助金を交付する。補助金対象となる経費は、市内で提供されたサービスや商品のみとする。 ・当事業の周知方法については、取手市HP、MatchのHP、SNS等で広く案内する。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成28年2月3日～令和10年3月31日 変更箇所については、令和6年6月25日～令和10年3月31日

3-1（ビジネスプランコンテスト）【創業機運醸成事業】

市町村以外の者が実施する創業支援等事業

実施する者の概要
(1) 氏名又は名称 一般社団法人 とりで起業家支援ネットワーク (2) 住所 茨城県取手市新町1丁目9番1号501区画 (3) 代表者の氏名 代表理事 中村 修 (4) 連絡先 0297-79-6566
創業支援等事業の目標
(目標の根拠) ・取手市と連携して、1年以内に創業する者、創業3年未満の者等を対象にビジネスプランコンテストを実施する。 ・創業無関心層も創業に関心を持ってもらえるようなビジネスプランコンテストを開催し、来場者には、市民審査員として応援したいプランに投票をしてもらう。市民審査員にアンケート調査を実施し50%以上が創業に関心を持ったと回答することを目標とする。 (目標数) ・ビジネスプランコンテスト市民審査員数（オンライン開催の場合は、ファイナル審査会視聴者数）：100人
創業支援等事業の内容及び実施方法
(1) 創業支援等事業の内容 ・「Ma t c hみんなのビジネスプランコンテスト」 ・取手市では、小さな起業を数多くというコンセプトから、新規性、成長性、市場性などを重視した成長企業発掘型のビジネスプランコンテストではなく、地域貢献度、継続性などを重視した「地域密着型・市民参加型」のビジネスプランコンテストを開催する。 ・地域への貢献度を計るために来場者にも市民審査員として参加してもらい、専門家による審査委員と市民審査員の合計点で最優秀賞等を決定する。ただし、新型コロナウイルス感染症感染拡大等により来場者数の制限が必要になった場合、オンライン（Z o o m等）で開催することとし、専門家による審査委員の審査により最優秀賞等を決定する。 【事業スケジュール案】 9月～11月 エントリー募集 10月 説明会（セミナー）開催 12月 事業計画書審査 2月 ファイナル審査会 (2) 創業支援等事業の実施方法 ・本コンテストの運営については、一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク（Ma t c h）が行い、市と連携して実施する。 ・ファイナル審査会の会場は、100名程度収容できる市内の施設とする。ただし、新型コロナウイルス感染症感染拡大等により来場者数の制限が必要になった場合、オンライン（Z o o m等）で開催する。 ・当イベントの周知方法については、ポスター・チラシを作成して市とMa t c hが連携して関係機関に配布し、さらに取手市の広報紙やHP、Ma t c hのHP、SNS等で広く案内する。 ・Ma t c h創業スクール（別表2-1）修了者に参加を促し、自身の事業のPRの機会を提供する。 ・ファイナル審査会来場者には、応援したいビジネスプランに投票する市民審査員になってもらうことで、創業無関心層にも創業に関心を持ってもらうよう努める。オンライン

(Z o o m等)での開催となった場合、ファイナル審査会の様子をオンライン配信し、希望すれば誰でも視聴できるようにする。 ・未創業でビジネスプランコンテストに応募した者については、本人の希望に応じて創業までのフォローアップも行う。 ・名簿の管理については、個人情報保護法を遵守する。
計画期間
平成28年2月3日～令和10年3月31日 変更箇所については、令和6年6月25日～令和10年3月31日